

青森県報

第三千二百三十八号

平成二十二年

五月十九日
(水曜日)

目次

告 示

- 家畜伝染病の発生.....(畜産課) 一
- 道路の区域の変更.....(道路課) 一
- 公有水面埋立て工事のしゅん功認可.....(港湾空港課) 二

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出.....(経営支援課) 三
- 右 同.....(同) 三
- 右 同.....(同) 四
- 県営土地改良事業計画の決定.....(農村整備課) 五
- 右 同.....(同) 五
- 公安委員会.....
- 警備員等の検定の実施.....(生活安全課) 五
- 収用委員会.....
- 公示送達.....(監理課) 七

告

示

青森県告示第三百五十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

ヨ―ネ病		家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生の場所又は区域	発生日
牛	牛				一	五所川原市	平成三・四・六
患畜	患畜				一	下北郡東通村	三・四・〇

青森県告示第三百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年六月十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県 道	中野北高岩 停車場線	八戸市大字上野字上明戸二四の三から 八戸市大字上野字堀端三二の三まで	前	二四・〇〇メートルまで	六三〇・〇〇メートル	
			八戸市大字上野字上明戸二四の三から 八戸市大字上野字堀端三二の三まで	後	二四・五〇メートルから 二四・〇〇メートルまで	六三〇・〇〇メートル	
			八戸市大字上野字上明戸二四の三から 八戸市大字上野字堀端二六の一まで	後	一五・三〇メートルから 三三・〇〇メートルまで	六一四・〇〇メートル	

青森県告示第三百五十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成二十年七月七日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成二十二年五月十一日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで大間町役場に備え置いて閲覧に供される。

平成二十二年五月十九日

大間港港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一
青森県知事 三村 申吾

二 埋立区域

1 位置

下北郡大間町大字大間字大間平一七の二八〇二、一七の二八三三、一七の二八二一、一七の二七九、一七の二七七、一七の二七五、一七の二七三三、一七の二七一、一

2 区域

公有水面

七の二六九、一七の二六七、一七の二六五、一七の二六三、一七の二六一、一七の二五九、一七の二五七、一七の一七六九の地先公有水面及び五一番地に接する公有水面

次の各地点を順次に結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ平成十九年の春分の日の満潮位（C・D・L+〇・八一〇メートル）における、公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

大間港北防波堤灯台（北緯四一度三二分二秒、東経一四〇度五四分一八秒）から三五度一〇分二七秒 六七四・五二メートルの地点
 の地点から 三六度三七分一三秒 三〇・二三メートルの地点
 の地点から 四〇度〇六分三〇秒 八八・四五メートルの地点
 の地点から 三一度三三分三一秒 二〇・九五メートルの地点
 の地点から 一四度〇五分四一秒 二八・五三メートルの地点
 の地点から 三五度三四分一四秒 六五・一〇メートルの地点
 の地点から 八九度一八分三六秒 四・一一メートルの地点
 の地点から 一七九度五二分三三秒 一〇・八四メートルの地点
 の地点から 一七一度三一分二七秒 三〇・二八メートルの地点
 の地点から 一七九度〇〇分〇〇秒 一八・八四メートルの地点
 の地点から 一九一度四分四五秒 二九・八六メートルの地点
 の地点から 二〇八度四三分三〇秒 三一・七八メートルの地点
 の地点から 二一七度二八分三六秒 一六・一二メートルの地点
 の地点から 二二二度五一分〇三秒 五〇・三八メートルの地点
 の地点から 二二〇度三〇分一八秒 三〇・〇五メートルの地点
 の地点から 二二三度五三分五一秒 二〇・〇三メートルの地点

公 告

3 面積

一、六五六・〇八平方メートル

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

APPLE103 一ブロック

青森市大字浜田字玉川一九六の一〇

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
株式会社サンシティ 東京都千代田区丸の内一丁目八 の一 代表取締役 小出泰啓	株式会社サンシティ 東京都中央区八丁堀一丁目五 の一 代表取締役 星山泰洙	(住所変更) 平成二・四・六 (代表者変更) 三・二・五

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎北一丁目六の二五

代表取締役 勝浦二郎 外

四 届出年月日

平成二十二年四月三十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成二十二年五月十九日から同年九月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十二年九月十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

APPLE103 二ブロック

青森市大字浜田字玉川一九六の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
株式会社サンシティ 東京都千代田区丸の内一丁目八 の1 代表取締役 小出泰啓	株式会社サンシティ 東京都中央区八丁堀一丁目五 の1 代表取締役 星山泰洙	(住所変更) 平成二〇・四・六 (代表者変更) 三〇・二・五

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二の10
代表取締役社長 和田正徳

四 届出年月日
平成二十二年四月三十日

五 届出書の縦覧

1 場所
青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間
平成二十二年五月十九日から同年九月十九日まで

3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限
平成二十二年九月十九日

2 提出先
青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

APPRE103 三プロック
青森市大字浜田字玉川一九六の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
株式会社サンシティ 東京都千代田区丸の内一丁目八 の1 代表取締役 小出泰啓	株式会社サンシティ 東京都中央区八丁堀一丁目五 の1 代表取締役 星山泰洙	(住所変更) 平成二〇・四・六 (代表者変更) 三〇・二・五

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社西松屋チエーン

兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一
代表取締役社長 大村禎史 外

四 届出年月日
平成二十二年四月三十日

五 届出書の縦覧

1 場所
青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間
平成二十二年五月十九日から同年九月十九日まで

3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。
六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十二年九月十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、大別内金浜地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年五月二十日から同年六月十六日まで

三 縦覧の場所

青森市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、山

城地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年五月二十日から同年六月十六日まで

三 縦覧の場所

青森市役所

公安委員会

青森県公安委員会告示第五十七号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第二十三条第一項の規定に基づく検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第七条の規定により公示する。

平成二十二年五月十九日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

一 検定の実施日時及び場所

1 実施日時

平成二十二年八月二十八日（土）午前九時から午後五時までの間

2 場所

青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県運転免許センター

二 検定を行う警備業務の種類及び級

検定規則第一条第六号に規定する貴重品運搬警備業務 二級

三 検定の定員

三十人(予定)

四 受検資格

- 1 青森県内に住所を有する者
- 2 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であるもの

五 検定の方法及び内容

1 方法

検定は、学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

2 内容

(一) 学科試験

- (1) 警備業務に関する基本的な事項
- (2) 法令に関すること。
- (3) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (4) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(二) 実技試験

- (1) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (2) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

六 検定申請の手續

1 検定申請の受付期間及び受付時間

(一) 受付期間

平成二十二年六月二十二日(火)から同年七月十三日(火)までの間(土曜日及び日曜日を除く。)

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締切り

検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 検定申請の受付場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

- (一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課
- (二) 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 検定申請の書類

検定規則別記様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する者は次に掲げる(一)及び(二)の書面等を、四の2に該当する者は次に掲げる(一)及び(二)の書面等を、それぞれ添付すること。

- (一) 住所を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等) 一通
- (二) 営業所に属することを疎明する書面 一通
- (三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 二葉

5 受検手数料

一万六千円の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。

七 検定受付時間

当日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。

2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。

3 受検に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。

九 検定申請に関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四五

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

収用委員会

公示送達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第四条第二項の規定によることができないので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

平成二十二年五月十九日

青森県収用委員会会長 田 田 田

- 一 送達すべき裁決書の名称
平成二十二年四月二十六日付け裁決書
- 二 送達を受けるべき者
別表のとおり
- 三 送達すべき書類の保管場所
一 裁決書は、青森県国土建設部建設課に於いて保管しているのと、上記の交付を受けることができない。
- 四 その他
一 裁決書は、平成二十二年六月三日及び同日送達なされたものとなつておる。

別表

氏 名	住 所
成 田 喜 作	住所不明 ただし、登記簿上の住所 青森県青森市大字駒込字桐ノ沢87番地
高 坂 博 美	住所不明 ただし、住民票の住所 大阪府大阪市西成区太子2丁目2番18号
木 村 春 光	住所不明 ただし、住民票の除票の住所 青森県青森市松森3丁目20番45号

千 葉 則 映	住所不明 ただし、住民票の除票の住所 茨城県神栖市柳川3987番地6 マンション「スーパースタイル」3rd 207
木 村 誠	住所不明 ただし、住民票の除票の住所 埼玉県栗松山市殿山町30番地9 バス「トラル」C棟102
小笠原 了 子	住所不明 ただし、住民票の除票の住所 東京都世田谷区上馬4丁目14番6号 マンション「駒沢3-E」
鈴 木 一 弥	住所不明 ただし、住民票の住所 東京都新宿区百人町1丁目12番11号 今井ビル 103
原 子 秋 世	住所不明 ただし、住民票の住所 神奈川県横浜市西区東久保町17番11号
三 上 カ リ	住所不明 ただし、登記簿上の住所 青森県青森市大字横内字亀井4番地
鳴 海 孝 己	住所不明 ただし、住民票の除票の住所 東京都大田区東矢口三丁目18番12号 ㈱共栄マンション
成 田 サ タ	住所不明 ただし、戸籍の附票の住所 韓国金羅北道任実郡新徳面照月里363
齊 藤 常 夫	住所不明 ただし、戸籍の附票の住所 東京都北区滝野川2丁目12番13号 栗田荘

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭